

日本型統合リゾート（IR）の概要と可能性

中川 真

はじめに

ただ今、増井理事長からご紹介いただきました中川でございます。今日は、日本型統合リゾート（IR）についてやや詳しく目にお話ししたいと思います。最後までよろしくお願いいたします。

私は、二〇一四年夏、政府が初めてIRに関する研究チームを立ち上げたときから、この仕事に携わってきました。IRは、議員立法が発点になっており、必ずしも政府が主導して始めた公共

政策ではありません。二〇一三年一二月に、超党派の議員連盟によるIR推進法案が国会に提出され、国会の議事日程に上がるようになりました。

この法案が可決・成立する可能性が出てきたことを受け、二〇一四年六月の「日本再興戦略」で「関係省庁において検討を進める」とされ、七月に研究チームが立ち上がりました。その後、いろいろなことがありましたが、二〇一六年一二月になってIR推進法が成立し、同月より施行されました。これにより、統合リゾートを実施するための詳細を定める法律案を策定することが正式に政

府の仕事となった訳です。二〇一八年四月、政府は、制度の実施に関する詳細な内容を定めた、IR整備法案を国会に提出しました。IR整備法は二〇一八年七月に成立し、現在、施行に向けた体制整備を進めているところです。

今日は、資本市場に関わる方が多く参加されていると聞いています。IRを設置するためには、一ヶ所で一兆円に上る投資が行われるとも言われており、このためのファイナンスが必要になってきます。率直に申し上げて、ファイナンスの面では銀行融資が中心になると思われます。事業会社は株式会社になる可能性が高く、当該事業会社の株式が発行されることになると見込まれますが、今後、資本市場とIRの関わり方がどのようなものになるのか、現時点では明確ではありません。いずれにせよ、今日は、IR制度とはどのようなものか、カジノにまつわるさまざまな懸念にど

う対応していくのか、IR開業までのプロセスはどうなるのか、IRが整備されることによって、日本の社会、経済、ビジネスはどのように変わっていくのかなどについて、最後の点は私の期待も含めての話になりますがお話ししたいと思います。

一、IR（統合型リゾート）とは何か

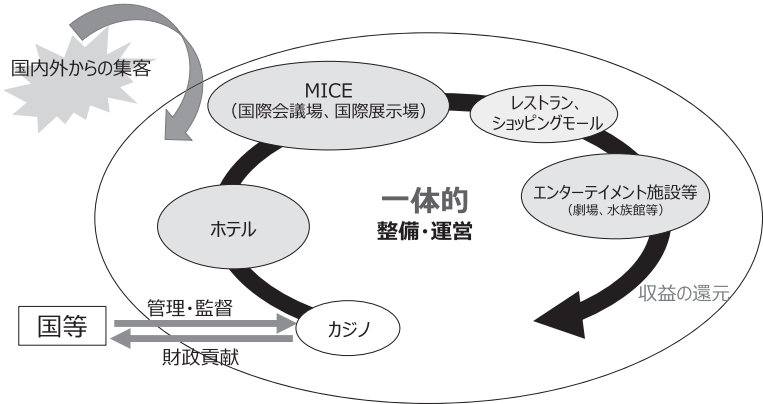
（IRとは何か）

IR整備法は、民間事業者によるカジノの設置・運営に道を開くものとなっています。

同時に、この法律では、公共政策としてIRを実施するものであることを踏まえ、公共政策として何を実現したいのかが明確に記述されています。具体的には、国際会議場・国際展示場、レス

図表1 IR（統合型リゾート：Integrated Resort）とは何か

- ▶ 「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」が一体となっている施設群
- ▶ カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
- ▶ 民間事業者の投資による
 - ・集客及び収益を通じた観光地域振興
 - ・新たな財政への貢献



トラン・ショッピングモール、劇場・水族館・博物館等のエンターテインメント施設、宿泊施設など、日本の観光振興に寄与するさまざまな施設を、カジノ施設と一体で整備し運営しなければならないこととされています。

IRとは、カジノ施設と観光振興に寄与する諸施設が一体となっている施設群と定義することができます（図表1）。

（公共政策としての「日本型IR」）

IRの趣旨を敷衍して申しますと、単なるカジノ解禁ではなく、大人も子どもも楽しめるような観光資源を創造し、日本を観光先進国に変革していくためのエンジンとして設計されたものと言うことができます。制度設計の柱としては、次の三点を指摘することができます。

一つ目は、世界初のIR法制度であるというこ

とです。ラスベガスのあるアメリカのネバダ州やシンガポールでは、どのようにカジノを管理するかを定めた法律に基づいて、カジノが設置され運営されています。カジノの収益で何をするのかということまで書き込んだ法制度を持っているのは、現時点では日本以外にはありません。

二つ目は、観光先進国としての日本を実現するため、民間事業者ならではの創意工夫を活かし、魅力ある日本型IRを作ることを目指していることです。IR整備法を巡る国会審議では、なぜ民間事業者に、刑法が禁じている賭博業を行わせるのかについて突っ込んだ議論が行われました。この点に関し、政府としては、カジノの収益を活かすことで、世界に通用するMICEビジネスを日本で確立するとともに、世界に向けて、これまでにないクオリティ、スケールで日本の魅力を発信することが可能になると考えているところです。

さらに、日本の観光業を成長させるとともに、さまざまな観光資源を持った全国各地の地方創生に寄与する効果が期待できるでしょう。このような公益的な目的に沿った公共政策を、カジノの解禁と一体のものとして法律で定めるところに、IR整備法の意義があると考えています。

三つ目は、諸外国と比較して遜色のない世界最高水準のカジノ規制を導入することです。ネバダ州でも、かつてはマフィアが牛耳っている側面がありました。その後、一九八〇年代、特に九〇年代から、カジノ事業者、その役員、株主、出資者、融資者などのステークホルダーのバックグラウンドを厳しく調査することによって、いわゆる反社会勢力とつながりのある人たちを、カジノ事業から徹底的に排除してきました。そのようなプロセスを経て、今では、ラスベガスのカジノは、世界でも最もコンプライアンスの徹底した事業者

たちによって運営されています。それに比肩し得るようなカジノ規制を導入することが、日本のIR制度の根幹となっています。

(シンガポールの事例)

ここで、シンガポールの例をご覧いただきたいと思えます。カジノ設置に関しては、シンガポールでも、内閣が賛成派と反対派に二分されるような、国を挙げた議論がなされました。その後、二〇〇四年になって、リー・シエンロン首相が、「単なるカジノではないIR」の検討を表明し、事業構想の公募が行われました。二〇〇六年に、ラスベガス・サンズ社とゲンティン社の二社が事業者に選定され、二〇一〇年に、マリーナベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサの二つの施設が開業しました。

マリーナベイ・サンズは、マライオンの目の

前のビジネス街に近接した場所に設置されました。他方、リゾート・ワールド・セントーサは、都心部に近く家族で楽しめるリゾート地のセントーサ島に設置されました。売り上げの構成を見ますと、シンガポールの二施設合計で、七割がカジノの売り上げ、三割がノン・ゲーミングの売り上げとなっています。なお、ご参考までに申し上げますと、ラスベガスでは、カジノの売り上げが三五%程度、ノン・ゲーミングの売り上げが六五%程度となっています。

シンガポール政府は、これまでのIRの成果を受けて、本年四月、IRの拡張計画を発表しました。それによりまずと、既存の二施設に四五億ドルずつ、合計九〇億ドルを追加投資し、ホテル・カジノの新設・増設やテーマパークの拡張を行うこととされています。

先ほど、ラスベガスでは、カジノの売り上げが

三五%程度、ノン・ゲーミングの売り上げが六五%程度になっていると申し上げました。この点、日本で、最初からラスベガスのような姿を実現するのは難しいと考えています。なぜなら、ラスベガスは、三五〇から四〇〇のカジノ施設がクラストーのように集積し、カジノでもノン・ゲーミングでも、互いに熾烈な競争がなされています。その結果として、年間四〇〇万人にも上る来訪客を呼び込んでいるわけです。ラスベガスでも、かつてはおそらく一〇〇%がカジノの売り上げでした。その後、ノン・ゲーミング分野でのビジネスモデルを巡る厳しい競争の結果、今やノン・ゲーミングの売り上げが六五%を占める、かつてとは全く異なった街になりました。

（シンガポールのIRの成果）

二〇一〇年のIR開業前後で、シンガポールに

どのような変化が起きたかを見えます。シンガポールを訪れる外国人旅行者数は、開業前に一〇〇万人弱であったものが、二〇一七年には、約八〇%増の一七五〇万人近くになっています。外国人旅行消費額は、一兆円から二倍強の二兆円余りにまで増加しました。国際会議開催件数は、七〇〇件弱から二七%増の八七七件となっています。また、ホテルの客室数も、一二〇〇万室弱から七八%増の二一〇〇万室となっています。

日本も観光先進国を目指していく以上、ホテル客室数をどのように確保していくのが大きな課題になります。シンガポールでは、ホテルの客室数が増えるとともに、IRの中と外を問わず、ホテル稼働率やホテル客室単価も上昇しています。ホテル稼働率は、七五・八%から八四・六%に高まり、客室単価も、スタンダードの部屋で一五%、ラグジュアリーの部屋では四〇%も伸びて

います。既存のホテル事業者とウイン・ウインの関係が成り立っているわけです。

(ギャンブル等依存症)

IRに対してはさまざまな懸念事項が提起されています。これらの懸念事項に関して、シンガポールでどのような変化が見られたかをかいつまんで御説明します。

一つ目は、ギャンブル等依存症の問題です。シンガポールにおけるギャンブル等依存症が疑われる人たちの割合は、IR開業前の二〇〇八年に二・九%であったのに対し、二〇一七年には〇・九%となっています。先ほども申し上げましたように、シンガポールでも、IRを巡って国を二分する議論がなされました。そのような議論を経て、IRの設置を契機に、ギャンブル等依存症に対応するための政府機関が設置されました。ま

た、これは、シンガポールらしいと言えるかもしれませんが、公営住宅に入居していたり、公的生活扶助を受けたりしている人たちは、カジノへの入場を禁止するルールが作られました。さらに、国民一人一人のカジノ利用状況をモニターして、利用頻度が高まっている国民に対しては、ウォーニングを発するような仕組みが設けられています。このように、シンガポールでは、個人の選択の自由の領域にまで公的に介入するプログラムを作って、ギャンブル等依存症を予防するための対策が講じられています。その結果、シンガポールでは、IRの導入を契機にギャンブル等依存症について大きな改善が見られている状況です。

(治安、風俗環境の変化)

二つ目は、治安や風俗環境への影響です。IRが設置された二〇一〇年において、人口一〇万人

当たりの犯罪認知件数は六五三件でしたが、その後、インバウンドの数が一〇〇〇万人から一七〇〇万人に増えているにもかかわらず、二〇一七年には五八二件に減少しました。また、殺人、強盗、住居侵入、窃盗など、治安の悪さを体感させられるような犯罪については、認知率に大きな変化が見られない状況です。

IRを巡るさまざまな懸念事項に関しては、日本でも、諸外国のベストプラクティスも見ながら、万全を尽くしていきたいと考えています。

二、IR整備法の概要

引き続き、IR整備法の概要を御説明します。

IR整備法は、それぞれが一つの法律と言ってもよいような内容を持った五つのパートから成っています。

(1) 特定複合観光施設（IR）区域制度

（特定複合観光施設（IR）区域とは）

第一部がIR区域制度に関する規定で、IR区域制度法とも言うべきものです。

ここに、IR、すなわち、法律で「特定複合観光施設」と呼ばれている施設の定義が書かれています。具体的には、IRとは、カジノ施設の他、

①国際会議場施設、②展示等施設、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものと定義されています。

なお、④の送客施設は日本特有の施設です。ラベガスやシンガポールは、小さな都市に客を呼び込み、その中で客を楽しませるといったビジネスモデルになっています。他方、日本では、IRの

中に客を閉じ込めておく必要はありません。むしろ、ここを基点に、日本全国の魅力的な観光資源に触れていただくことが望まれます。このため、法律では、I Rは、全国に客を送り出すコンシエール機能を備えていなければならないとされています。このような施設の設置を義務づけている法制度は、世界の中でも日本以外にはありません。

(I R設置プロセス)

法律では、どのようにI Rの設置手続きを進めるかが規定されています

法律上、I Rが誘致できるのは、四七の都道府県と二〇の政令指定都市（合わせて「都道府県等」と呼びます）に限られており、一般の市町村はI Rの誘致主体にはなれません。I Rを誘致しようとする都道府県等は、公募を行って、I Rの

設置・運営を行う民間事業者を選定した上、民間事業者と共同で、整備する施設や事業の内容を織り込んだ区域整備計画を策定し、国土交通大臣に認定申請することとされています。

認定申請に当たっては、地元での合意形成が非常に重要です。この点に関し、法律では、国土交通大臣に認定申請する場合、都道府県は、その議会の議決と市町村の同意を得なければならず、また、政令指定都市は、その議会の議決を得なければなりません。

また、国土交通大臣が認定できる区域整備計画の数は、三つまでとされています。法律で、日本で設置できるI Rの数の上限が決められているわけです。

実際にI Rが設置され、運営される段階になりますと、国土交通大臣は、毎年、I Rの事業内容を評価することとされています。区域整備計画で

コミットされたパフォーマンスが上がっているかどうかを評価し、不十分な点があれば指導を行うことができることになっています。民間事業ではありますが、事業内容等について公的な介入を行う余地を残したものになっているわけです。

(2) カジノ規制

（カジノ事業者等への規制）

第二部は、カジノ管理法とも言うべきもので、諸外国でも、カジノがあるところではこれに相当する法律が定められています。

法律では、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、カジノ事業を行うことができるとされています。

免許の審査に当たっては、法人そのもの、役員、出資者、株主など、ありとあらゆるステークホルダーについて、詳細な個人情報提出が求め

られます。アメリカの例を見ますと、前科・処分歴、離婚した配偶者に関する情報、過去一〇年分の銀行口座の写しなどの他、場合によっては、個々の入金・送金の目的、ストックとしての資産形成の経緯なども含め、さまざまな個人情報を自己申告するよう求められるようです。その後、さまざまな官署のデータに基づき、申告された内容に虚偽がないかがチェックされ、その結果、社会的信用性のある主体であることが確認されない限り、免許が出されないという仕組みになっています。

カジノ施設供用事業者、施設の土地権利者、カジノ関連機器メーカーなど、その他のカジノ事業関係者も、カジノ事業に関わるためには、免許、許可、認可などの手続きを経なければなりません。これらの手続きの際は、カジノ事業者と同様に社会的信用性の調査が行われます。

カジノ施設は、一つの I R の中に一つしか置けないこととされています。また、カジノのゲーミングのために専ら使われる施設の面積は、I R 施設の総床面積の 3% 以下に制限されています。大きいカジノ施設を作り、その周囲にそこそこのノン・ゲーミングの施設を整備するようなことは認められていません。

また、カジノ事業者には、ギャンブル等依存症の防止、マネロンの防止等に関する内部管理規程の作成が義務付けられ、これをカジノ管理委員会が審査することとされています。

(利用制限)

日本人等に対しては、カジノ施設の利用について制限が設けられています。ここで、「等」とは、日本に在留する外国人を指しています。

具体的には、日本人等のカジノ施設への入場

は、連続する七日間で三回、連続する二八日間で一〇回までに制限されています。入場の都度、マインバーカードの提示が求められ、チップに搭載されている公的個人認証の仕組みを使って、電子的に入場回数のカウントされ、それを基に入場制限が行われることになっています。なお、入場回数は、日本にできるカジノを全て合わせてカウントされます。

また、二〇歳未満の者、暴力団員及び暴力団員でなくなつてから五年を経過しない者などもカジノ施設への入場はできません。違反には三年以下の懲役が科せられることになっています。このように、暴力団員に対して直接行為制限を行う法律はこれまでに例がなく、I R 整備法が最初の立法例になるようです。同時に、カジノ事業者にも、暴力団員等を入場させてはならないという義務がかけられ、違反に対しては、三百万円以下の罰金

又は三年以下の懲役が科されることになっていま
す。以上で申し上げてきたとおり、この法律で
は、反社会的勢力の排除という点で、徹底した対
策を講じていることを御理解いただければ幸いで
す。

(3) 入場料・納付金等

第三部は、入場料・納付金等に関するもので、
カジノ事業をめぐる財政法とも言うべきもので
す。

日本人等の入場者に対しては、国及び都道府県
等に納付される入場料として、二四時間単位でそ
れぞれ三〇〇〇円、合わせて六〇〇〇円が賦課さ
れます。これは入場後二四時間の入場料ですの
で、これを過ぎますと、再度六〇〇〇円の支払い
が求められることとなります。

カジノ事業者に対しては、客が賭けた金額から

客に支払った勝ち金を差し引いた、カジノ事業粗
収益（GGR）の一五％を国庫納付金として国
に、また、同額を納付金として地元の都道府県等
に対して支払うことが求められています。

(4) カジノ管理委員会・罰則

第四部は、カジノ管理委員会の組織法とも言う
べきものです。公正取引委員会と同様、いわゆる
三条委員会として、内閣府に新たにカジノ管理委
員会が設置されることになっています。委員会の
委員長と四名の委員は、両議院の同意を得て、内
閣総理大臣が任命することとされています。委員
会は、カジノ事業者に対する監査、報告の徴収や
立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督
処分など強力な権限を持っています。

第五部は、規制の実効性を担保するための罰則
に関する規定です。

(5) 基本的な事業形態

ここで、三つの基本的な事業形態があることについて御説明します。

一つ目は、一つのIRR施設を一つのIRR事業者が設置し運営するものです。IRR事業者は、日本の会社法上の会社であれば、一〇〇%外資の会社でも一〇〇%内資の会社でも差し支えありません。単一の事業者が、カジノ事業、MICE事業(会議・展示ビジネス)、日本の観光の魅力を増進する事業、送客事業、宿泊事業のための施設をまとめて設置し、統括して運営するというのが、一つ目の事業形態です。この場合、カジノ事業免許の審査に当たっては、株主、取引会社の他、支配的な影響力を有する外部の者、例えば、融資を行う者、施設を建設する建設業者などについても、社会的信用性のチェックが行われます。

二つ目は、業務運営委託型で、カジノ事業以外

の事業部門について第三者に運営を委託するものです。この場合も、受託者そのものの他、受託者の役員や取引先などについて社会的信用性のチェックが行われます。運営委託契約の内容についても、カジノ管理委員会による厳しいチェックが行われることになっています。

三つ目は、上下分離方式とも言うべきもので、IRR事業者は、IRR事業の経営と運営だけを行います。この場合、IRR事業者とは別に、施設を設置し所有する施設供用事業者が存在します。IRR事業者と施設供用事業者の間では事業協定が締結されます。この場合も、それぞれの事業体のステークホルダーたち、及び両事業者間の事業協定について、カジノ管理委員会の厳しいチェックが行われることは先ほどと同様です。

三、IRの中核施設について

（概要）

IRの中核施設とは、カジノ施設と一体で整備され、カジノ収益によって採算性が担保される、国際会議場施設、展示等施設、観光の魅力増進施設、送客施設、宿泊施設を指しています。今年四月に公布されたIR整備法施行令では、これらの施設の規模などの基準が定められています。

（MICE施設の要件）

最初に、国際会議場施設と展示等施設を取り上げます。これらは、合わせてMICE施設と呼ばれます。政府としては、IRへの取り組みを通じて、MICEビジネスの強化を図りたいと考えており、今回の基準では、相当大規模な国際会議場

施設、展示等施設の実現を目指しています。

具体的に、国際会議場施設については、最大国際会議室の収容人員が一〇〇〇人以上で、施設全体の収容人員がこの二倍以上であることを求めています。

展示等施設に関しては、国際会議場、展示場のそれぞれについて、一般的な規模のもの、大規模なもの、極めて大規模なものの三つのカテゴリを設け、それらを組み合わせる形でMICE施設が満たすべき要件を定めた上、それらの中から、IR事業者の一つの組み合わせを選択してもらうことにしています。

具体的には、国際会議場がトータルで概ね二〇〇人以上程度の一般的な規模のものである場合は、展示場は、概ね一二万㎡以上という、現在、日本で最大の東京ビッグサイトを超えるような施設を整備することが求められます。

逆に、国際会議場が概ね一万二〇〇〇人以上規模になるような、現在、日本で最大のパシフィコ横浜や東京国際フォーラムを超えるような規模のものである場合は、展示場は、概ね二万㎡以上という一般的な規模のもので基準を満たすことが可能です。

あるいは、これらの中間で、概ね六〇〇〇人以上規模の大規模な国際会議場と概ね六万㎡以上の大規模な展示場の組み合わせでも、基準を満たすことが可能です。

カジノの収益を使う以上、これまで日本で見たことがないようなMICEビジネスを展開できるようにしたいと考えて、このような基準を作成した次第です。

(日本の魅力を伝える施設+送客施設)

観光の魅力増進施設に関しては、その要件とし

て、我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設を掲げています。ここでは、具体的な数値基準は設けていません。

送客施設に関しては、ショーケース機能、コンシェルジュ機能、多言語対応機能を有するとともに、多数の来訪客に対応できるような十分な施設規模を確保することを求めています。ここでも、具体的な数値基準は設けていません。

(宿泊施設)

IRに設置されるホテルに関しては、客室の床面積の合計が概ね一〇万㎡を超えるようなものであることを求めています。世界的なブランドホテルや諸外国にあるIRのホテルと、日本を代表するホテルを比べますと、スペックに大きな差があります。例えばスタンダードルームの大きさは、

世界が四〇〇㎡であるのに対し、日本は二〇〇〜三〇〇㎡にとどまっています。スイートルームの大きさは、世界が七〇㎡、日本が六〇㎡前後でそれほど差はありませんが、全客室数に占めるスイートルームの割合は、世界が二〇％であるのに対し、日本は一桁台にとどまっている状況です。総客室数を見ても、IRにあるホテルの場合は二五〇〇室にも上り、日本のホテルとは大きな差があります。

ここから、仮に二五〇〇室のホテルができたとして、その二〇％が一室七〇㎡のスイートルーム、八〇％が一室四〇㎡のスタンダードルームになるとしますと、単純計算で客室面積は一一・五万㎡になります。IRに整備される宿泊施設の床面積の合計を概ね一〇万㎡以上とした背景には、このような事情があります。

以上のとおり、IR施設の中核施設に関して

は、相当野心的な基準を設けているところです。

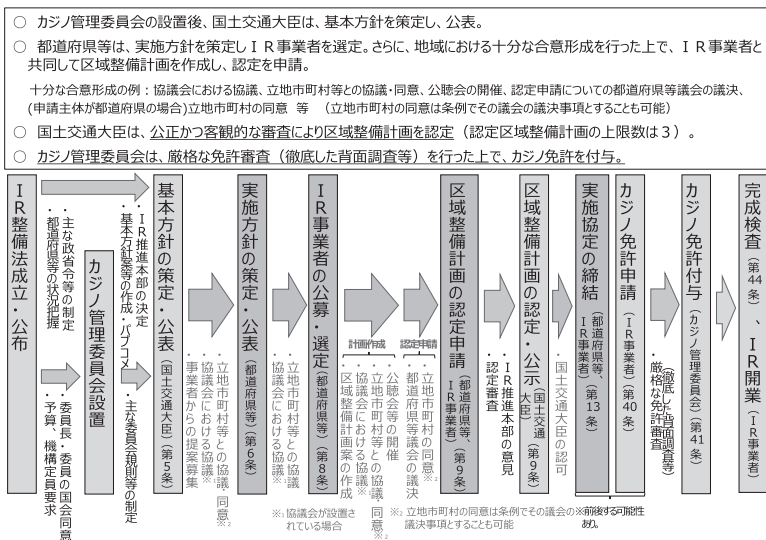
四、開業までのプロセス

今後のIRの開業までのプロセスについて御説
明します。

図表2は、左端が昨年の法律成立時点、右端が
将来のIR開業時点となっています。現状は、左
端から少し右に移動したところにある、主な政省
令等の制定という段階です。

国としては、これからカジノ管理委員会を設置
するとともに、国土交通大臣が基本方針を策定し
公表することになります。観光政策を担当する国
土交通大臣として、どのようなIRを日本に設置
したいのか、どのような基準で都道府県等から上
がってくる認定申請を審査するのか、認定申請の
締め切り日をいつにするのかなどについて、基本

図表2 開業までのプロセス



方針の中でパッケージとして整理していただくことになっていきます。これらの事務は、できるだけ速やかに進めていきたいと考えています。

その後、事務の担い手は、都道府県等に移ります。都道府県等において、どのような I R を整備したいのか、どのようにして民間事業者を公募し選定するのかなどを盛り込んだ実施方針を策定していただきます。その後、民間事業者を選定した上、共同で具体的な区域整備計画を作成し、国土交通大臣に認定申請を行っていただくこととなります。このためにどの程度の期間がかかるのかについて、現段階では明確なことはわかりません。しかし、かなり困難な事務になると思われ、二、三年の時間がかかることも十分考えられるように思います。

都道府県等からの認定申請を受けて、国土交通大臣が区域整備計画を認定しますと、実際に I R

が整備される三ヶ所以内の地域が決まることとなります。その段階まで来て、初めて民間事業者は工事に着手することが可能になり、また、カジノ管理委員会にカジノ事業免許の申請ができることとなります。

なお、シンガポールの二つのIRでは、工事期間だけで三年半ぐらいかかっているようです。したがって、都道府県等の事務の期間、工事の期間を合わせますと、右端のIRの開業時期は、おそらく二〇二〇年代の半ばになるのではないかと見込まれます。

五、日本型IRに期待するもの

（日本を「観光先進国」に）

最後に、日本型IRに期待されることを簡単に申し上げますと思います。

一つ目は、日本を観光先進国に変えていきたいということ です。政府の観光立国推進基本計画では、二〇三〇年のインバウンド数の目標として六〇〇〇万人の数値が挙げられています。二〇二〇年代の半ばにIRが設置されましたら、この目標の達成に向けて、IRが十分な役割を果たすことが期待されています。

（日本を「MICEビジネス大国」に）

二つ目は、日本をMICEビジネスの大国にしたいということ です。一九九〇年代以降のアジア・大洋州での国際会議の開催件数を見ますと、件数自体は、日本も含めて伸びてきておりますが、シェアに着目しますと、日本は、一九九一年の五一・〇％から二〇一七年の二七・八％までかなり落ち込んできています。この間に、中国、韓国などが、MICE大国としてシェアを伸ばして

きています。現状を大きく超えるMICE施設を整備するとともに、イベントの企画・誘致のためのソフトウェアを磨くことによって、日本は、グローバルにMICEビジネスを展開できるようにならなければならない。

今後、世界全体でのMICEビジネスの市場規模、アジア・大洋州におけるビジネス・研究者訪問客数は、大幅な伸びが見込まれています。日本が、このようなトレンドをつかみ損なうことなく、MICEビジネス大国になってほしいという期待を強く持っている次第です。

（日本を「シヨールビジネス大国」に）

シヨールビジネスの市場規模を見ますと、二〇一七年の日本の数値は、全体でも一六八五億円にとどまっています。他方、いずれも二〇一八年の数値ですが、アメリカでは、ラスベガスが一三三八

億円、ブロードウェイが二〇二〇億円に上っています。ラスベガスとブロードウェイを合わせますと、オールジャパンの二倍になるわけです。

次に、シヨールビジネスを展開している日本とアメリカのIR事業者の事業規模を比較してみます。日本で大々的にシヨールビジネスを展開している複数の企業と、ラスベガスを本拠として活動しているある企業を比べますと、日本の企業の売上高は、最も大きいところでもラスベガスの企業の売上高の半分以下にとどまっています。

ちなみに、ラスベガスの企業はエンターテインメントを得意としているオペレーターです。同社は、単価二〇〇ドル弱のチケットを年間八〇〇万枚売りさばいています。約二万円のチケットを、一日に二万枚以上販売するという事業を展開しているわけです。同社のすごさは、単にチケットの販売力を持っているだけでなく、二〇〇ドルを

出してもチケットを買いたいと思わせるコンテンツを、ステージに乗せ続けるというソフト力を有していることです。このところで、日本も何とかならないかと感じてしまいます。

ここで、一つ仮定計算をしてみます。ラスベガスには年間四〇〇〇万人の客が来ます。そのうち、二〇%が外国人です。ラスベガスに来る外国人客に対して、ショーを見たかどうかの調査を行いますと、七〇%の人が見たという結果が出ています。四〇〇〇万人の二〇%の七〇%で、約五九〇万人となります。その人たちが、ショーを見るのに、約一五〇ドルを支出しているわけです。

他方、日本には、昨年、三二〇〇万人の外国人が訪れました。観光庁がアンケート調査を行った結果、日本でショーを鑑賞した外国人観光客は、全体の一・四%の四五万人にとどまりました。

ショーを見るのに支払ったお金は、約一万五〇〇

〇円でラスベガスとほぼ同様でした。

一人当たりの消費額では、日本とラスベガスの違いはありませんが、ショービジネスを楽しむ外国人の割合と人数には大きな違いがあるのが実情です。

全く仮定の話として、ラスベガスと同じように五九〇万人の人が、日本でショーを見るようになり、一人が一万五〇〇〇円を支払ったとしますと、これだけで、八〇〇億円を超える規模になります。日本でショービジネスを伸ばしていく余地はまだ相当あるように思います。

（日本を「スポーツビジネス大国」に）

最後に、もう一つ、日本をスポーツビジネス大国にできないかという期待にも触れておきたいと思います。

ラスベガスは、今、プロスポーツ都市へと変貌

中です。北米ホッケーリーグのベガス・ゴールデン・ナイツがラスベガスに誕生し、全米女子バスケット協会のエイシーズがテキサス州からラスベガスに移転してきました。今後、全米フットボールリーグのレーダーズがカリフォルニア州からラスベガスに移転してくる予定になっています。

日本のスポーツビジネスの現状を見ますと、プロ野球では、日本の一二球団の売り上げが一六〇億円弱となっている一方、アメリカのメジャーリーグの売り上げは一兆一三〇〇億円に上っています。プロサッカーでは、日本のＪリーグの売り上げが六〇〇億円となっている一方、イギリスのプレミア・リーグの売り上げは六七〇〇億円を超えています。

これを時系列で見ますと、一九九三年に三〇〇億円程度であった日本のＪリーグの売り上げは、二〇年の歳月を経て、二〇一五年に二倍の六〇〇

億円まで伸びました。他方、プレミア・リーグの場合、同じ程度の期間に、売り上げは、四〇〇億円から六七〇〇億円まで伸びました。欧米のプロスポーツが放映権で巨額の売り上げを計上しているなど、両者のビジネスモデルの違いが背景にあります。工夫次第で、日本のスポーツビジネスは伸びしろの大きいビジネスではないかと考えています。

私としては、さまざまなビジネスが、ＩＲをプラットフォームとして大きく成長し、一〇年後に振り返ったとき、ＩＲ制度を作った本当によかったと思えるようになることを期待している次第です。

以上で私の説明は終わらせていただきます。残りの時間、皆様からの御質問にお答えしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。ご清聴ありがとうございます。(拍手)

増井理事長 中川事務局長、IRビジネスの多様な側面をわかりやすくご説明いただきまして、ありがとうございます。

若干お時間がございますので、ご質問等があればお受けいたします。如何でしょうか。

質問者 カジノについては個人的に興味がありますので、伺いたいことはたくさんあるのですが、ここでは二点ほど教えていただきたいと思えます。

お話を伺っておりまして、カジノ管理委員会が非常に大きな役割を担うことになると感じました。これまでカジノがなかった日本で、カジノビジネスやカジノゲームに精通している人間は非常に限られているように思います。委員会業務に従事する人員をそろえるのは大変なことではないかと思いますが、如何でしょうか。必要な人員を調達して育成するための計画のようなものは、持つ

ておられるのでしょうか。

カジノに対する監督は、カジノ管理委員会が行い、そこに地方自治体は関与しないのでしょうか。

中川 いずれも非常に重要な御質問です。

まず、二つ目の御質問に関しては、国のカジノ管理委員会がカジノ事業者を直接管理し、地方公共団体はカジノ事業の管理に関与しないという設計になっています。カジノが開業しますと、カジノ管理委員会のスタッフが、カジノフロアにほぼ常駐して、オンサイトでモニタリングを行うことになるでしょう。加えて、サーバーランス用にかかる事業者が集めるビデオ映像に、委員会のスタッフが直接アクセスしてモニタリングを行うようなことも考えられます。カジノ事業者の管理につきましては、国の直轄で、国だけがやることになっています。

最初の御質問のスタッフの養成は、非常に重要であり、かつ、難しい問題です。日本の行政としては、かつてやったことのない事務に取り組むこととなります。警察、国税、証券監視などの分野で、エンフォースメントのスキルを持った職員がおりますので、彼らにカジノ管理委員会に意向してもらおうことが考えられます。もともと、彼らにはカジノの管理に関する経験はありません。このため、外国のカジノ管理当局の協力を得て策定したプログラムを基に研修を行うとともに、場合によっては外国当局に職員を派遣して、オンサイトでのモニタリングのトレーニングを積ませるようなことも検討する必要があるかもしれません。いづれにせよ、これから地道な取り組みを進める必要があると考えています。

なお、カジノ管理委員会が発足して、すぐにカジノ免許の審査業務が出てくるわけではありません

ん。まずは、カジノで使われる機器を製造しようとするメーカーや輸入事業者から、そのためのライセンスの申請が出てくると思われれます。また、それらの機器の検定を行おうとするラボから、試験機関として認定を受けるための申請が出てくると思われれます。その後、IR区域整備計画の認定が行われれば、カジノ免許の審査事務が出てくることになるでしょう。それまでに少し時間があると思いますので、その間に先ほど申し上げたようなキャパシティビルディングを進めていきたいと考えています。もともと、言うは易し、行うは難しで、チャレンジングな仕事になると思っています。

増井理事長 その他に何かありますでしょうか。

それでは、私から。国会で何回も答弁されていると思いますが、二つほど質問させていただきま

一つ目として、日本の事業者がIR事業をやるのは難しいため、結局は、外資を儲けさせるだけではないかという議論があり得ると思います。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

二つ目として、徹底的に規制をかけることによって、コストが高くなり過ぎ、民間事業者が手を挙げにくい状況が生じる可能性もあるのではないかと思います。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

中川 これも非常に重要で難しい問題です。

一つ目の御質問の、誰が事業者になるのか、外資だけを儲けさせることになるのではないかという点についてお答えします。カジノの運営に関して申しますと、これまでカジノ事業に従事してきた欧米系が有利になることは否定できません。なぜなら、カジノ経営の最大の要諦は顧客管理にあるからです。世界のどこにどのような富裕層の客

がいるのかがきちんと管理できていなければなりません。それらの人たちに、今度自分のカジノに来ないか、来てくれれば、プライベートジェットを飛ばすし、空港までリムジンで迎えに行く、超豪華スイートホテルに泊まらせるといったことが言えるかどうか、カジノ経営において最も重要なノウハウだと思います。

シンガポールやマカオでは、カジノの売り上げの約半分が、VIPあるいはVVIPからの売り上げです。マスの客でフロアがにぎわっていることも重要ですが、マスの客だけでカジノの経営が成り立つわけではありません。IR型のカジノでは、顧客管理がきちんとできていることが最重要であり、その意味で、ノウハウを有している欧米系の事業者に一日の長があることは間違いありません。

日本の制度では、IR事業者は、一〇〇%外資

でもよいし、一〇〇%内資でもよいとしており、内外に差別はありません。ここで、配当をどうするのかという問題があります。もし外資がIR事業を行うことになり、カジノから得られた収益を全て海外の投資家・株主に配当されてしまいますと、日本の公共政策が実現できなくなるリスクがあります。ここに、国土交通大臣が毎年評価を行うという仕組みを入れたポイントがあります。約束されたパフォーマンスが上がっておらず、かつ配当だけはしっかり行っているような場合には、国土交通大臣の評価において、是正を求める可能性が十分にあると考えています。

二つ目の御質問の、規制の度合いと業としての自由度のバランスに関しては、非常に難しいところがあります。日本では、ギャンブル依存症対策やマネロンの防止などの懸念事項に対して、厳しい規制を入れています。日本で初めて民間事業者

が賭博業を行うことについて、社会的、政治的にさまざまな議論が行われてきました。そのような中で、IRが国民に受け入れられるようにするためには、政府が相当介入するフレームワークを提示しなければならぬと考えた次第です。

他方、IRが定着し、事業の中身に対する理解が進んでいきますと、規制のあり方も、もう少しリスクベースアプローチの方に変わっていく可能性があるのであるかと思われれます。現に、メルボルンにおけるカジノ管理は、三〇年前の発足時は、個々の箸の上げ下ろしまで規制するような厳格な規制であったのが、今では、リスクベースアプローチの方に転換してきている状況です。諸外国のこのような流れを見ておりまして、日本でも、リスクベースアプローチへの転換の可能性を頭の隅に置いておく必要があると考えています。

民間事業者には、最初のビジネスモデルを作る

段階で、できるだけイノベーションを発揮してもらいたいと考えています。例えば、ホテルの客室面積について、総面積としては概ね一〇万㎡以上とすることを求めておりますが、スイートルームとスタンダードルームの比率、あるいはスタンダードルームの大きさなどについては、事業者や都道府県等に全て委ねています。国としては、つまらないことにはなるべく口を挟まないような仕組みにしているつもりです。

増井理事長 その他に御質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

ちょうど時間になりましたので、このあたりで今日の「資本市場を考える会」を終わらせていただきます。

今日は、大変夢のあるよいお話を伺えたと思います。中川事務局長、どうもありがとうございます。した。（拍手）

（なかがわ まこと・特定複合観光施設区域整備推進本部事務局長）

（本稿は、令和元年七月三日に開催した講演会での講演の要旨を整理したものであり、文責は当研究所にある。）

中 川 真 氏

略 歴

- 昭和58年4月 大蔵省採用（大臣官房文書課）
- 昭和60年6月 英・ケンブリッジ大（留学）
- 昭和62年7月 大蔵省国際金融局国際機構課
- 平成元年7月 国税庁名古屋国税局伊勢税務署長
- 平成2年7月 派遣職員（国際通貨基金日本理事室審議役）
- 平成5年7月 大蔵省主計局主計官補佐（経済協力第二係主査）
- 平成6年7月 大蔵省主計局主計官補佐（厚生第五係主査）
- 平成7年6月 大蔵省主計局主計官補佐（厚生第三係主査）
- 平成9年7月 大蔵省主計局主計官補佐（厚生第一、二係主査）
- 平成10年7月 大蔵省大臣官房企画官兼大蔵省大臣官房文書課
- 平成11年6月 派遣職員（経済協力開発機構金融財政企業局税制支援室長）
- 平成14年7月 財務省大臣官房文書課企画調整室長
- 平成15年7月 財務省主計局主計企画官（調整担当）
- 平成17年7月 財務省主計局主計官（文部科学係担当）
- 平成19年7月 財務省近畿財務局総務部長
- 平成20年8月 派遣職員（国際通貨基金財政局審議役）
- 平成22年7月 派遣職員（国際復興開発銀行副総裁審議役）
- 平成26年7月 財務省大臣官房審議官（大臣官房担当）
（併）内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付特命室）
- 平成27年7月 （命）内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室総括審議官
- 平成28年6月 内閣官房内閣審議官
（命）内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補
- 平成29年3月 （命）特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長
- 平成30年8月 （命）内閣府大臣官房カジノ管理委員会設立準備室室長
- 平成30年10月 （命）内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局総括官
- 平成31年4月 （命）特定複合観光施設区域整備推進本部事務局事務局長